

総務常任委員会日程

令和3年9月14日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 4 号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出1款議会費、
2款総務費（1項10目及び3項を除く）、
8款消防費
第3表地方債補正1追加、2変更

総務常任委員会会議録

招集年月日	令和3年9月14日(火)					
招集場所	八街市役所 本会議場					
開閉会時刻 及び宣告	開会	午前10時00分	委員長	木村利晴		
	閉会	午前11時03分	副委員長	石井孝昭		
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠		
	木村利晴	出	鈴木広美	出		
	石井孝昭	出	新見準	出		
	丸山わき子	出	木内文雄	出		
	林政男	出				
委員外議員						
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長	日野原 広志		副主幹	須賀澤 勲	
	主査	渋谷佳子		主査	嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総務部長	會嶋禎人		財政課長	和田暢祥	
	総務部参事	片岡和久		防災課長	宮澤英光	
	市民部長	吉田正明		高齢者福祉課長	飛田雅章	
	建設部長	市川明男		子育て支援課長	春日葉子	
	企画政策課長	渡邊洋一		健康増進課長	小山田俊之	
	課税課長	土屋颯仁		都市計画課長	飯田英二	
	その他関係職員					
	教育次長	関 貴美代		スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	秋葉忠久	
	教育委員会参事学校教育課長事務取扱	鈴木浩明				
	その他関係職員					
議題	別紙日程表のとおり					

(開会 午前10時00分)

○木村委員長

おはようございます。時間になりましたので、始めたいと思います。

一般質問、議員の皆さん、お疲れさまでございました。

東京オリンピック・パラリンピックが無事終了いたしました。日本を含む関係者の皆様はほっとされているとご推察いたします。

八街出身の里見紗李奈選手が金メダルを2個獲得いたしました。心よりお祝い申し上げます。まだまだ23歳の若さですので、今後の活躍も期待されるところでございます。一市民として、応援していきたいと思っております。

コロナ感染者もオリ・パラ終了後、急激に減少しておりますが、緊急事態宣言、まん延防止措置は9月12日より9月30日まで延長されております。まだまだ油断はできませんので、この時期にしっかり収束に向けてのめどを付けられるよう期待し、また、一時も早い経済の再建が図られることを願っております。私たちが今できることをしっかりやってみましょう。

今回、総務常任委員会に付託された議案に対し、慎重審議をよろしくお願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に丸山わき子委員、石井孝昭委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第4号中、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、1項10目及び3項を除く、2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正1追加、2変更の1件です。

議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款を先議し、歳出は、款ごとに審査したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は、款ごとに審査することに決定しました。

最初に、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

それでは、議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算第5号中、歳入全款を説明いたします。

補正予算書12ページをご覧ください。

1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税は、補正前の額から9千612万6千円を減額し、28億1千182万1千円にしようとするものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業者に対する減免分であり、家屋分が4千589万3千円、償却資産分が5千23万3千円の減額であり、減免分につきましては、新型コロナウイルスの感染対策地方税減収補填特別交付金により措置されるものです。

次に、6項都市計画税、1目都市計画税は、補正前の額から111万3千円を減額し、1億1千871万4千円にしようとするものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業者に対する減免分であり、減免分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により措置されるものです。

次に、11款1項1目地方特例交付金は、補正前の額から89万1千円を減額し、4千710万9千円にしようとするもので、1款個人住民税、自動車税、軽自動車税の減収補填分の交付額が確定したことにより、当初予算額との差額を減額するものです。

次に、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、補正前の額から9千723万9千円を増額し、1億723万9千円にしようとするもので、1款市税の固定資産税、都市計画税の減収補填分が交付されたものです。

13ページに参りまして、12款1項1目地方交付税につきましては、補正前の額から2億822万1千円を増額し、41億3千822万1千円とするもので、普通交付税の交付額が決定したことによる増額計上です。当初予算計上時の試算額と比較すると、基準財政需要額は2億664万円の増、基準財政収入額は約925万円の減となり、交付額としては増額いたしました。

14款分担金及び負担金は、補正前の額から93万4千円を増額し、1億401万5千円にしようとするもので、管外委託負担金は、市外3園分の利用者負担分で、負担率は4分の1となっています。

次に、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から388万3千円を増額し、35億6千556万5千円とするものです。

4節老人福祉費負担金192万7千円は、低所得者介護保険料軽減負担分で、令和2年度決算に伴う精算分と、令和3年度交付決定による増額です。

5節児童保護措置費等負担金195万6千円は、子どものための教育・保育給付交付金で、国費は2分の1です。

14ページに参りまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正前の額から1千66万3千円を増額し、2億8千627万6千円にしようとするものです。

1節総務管理費補助金は、地方創生推進交付金359万5千円が、市のPRパンフレット作成業務や、特産物販売促進業務、市PR用消耗品購入代、農業体験インターンシップ業務の補助金分となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金706万8千円は、感染症対策予備品の購入などに対する補助金となっています。

3目衛生費国庫補助金は、補正額の額から2億7千160万8千円を増額し、4億641万

6千円にしようとするものです。

2節健康増進費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、ワクチン接種準備業務に係るコールセンター業務や、ワクチン接種運営業務に係る集団接種会場運営業務などに対する補助金です。補助率は対象事業費の10分の10です。

次に、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から184万2千円を増額し、11億7千121万6千円とするものです。

3節、老人福祉費負担金は、低所得者介護保険料軽減負担金96万4千円で、令和2年度決算に伴う精算分と、令和3年度交付決定による増額分です。県負担金分の負担率は8分の1です。

4節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金87万8千円で、管外保育運営委託事業の県負担金分、負担率は4分の1です。

次に、2項県補助金、3目衛生費、県補助金は、補正前の額から979万9千円を減額し、6千93万7千円とするものです。

2節健康増進費補助金は、地域自殺対策強化事業費補助金で、令和3年度については、若年層対策事業が補助対象外事業となったための減額です。

15ページに参りまして、3項委託金、1目総務費委託金は、補正前の額から426万7千円を増額し、1億4千851万円とするものです。

5節選挙費委託金は、千葉県知事選挙執行委託金で、市町村交付金第2回交付分として、既交付額から実績額の差額分が交付されたものです。

次に、20款繰入金、2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金は、補正前の額から5千94万6千円を増額し、同額を予算額とするものです。介護保険特別会計から過年度精算分5千94万6千円を繰り入れるものです。

次に、21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、補正前の額から1億6千93万8千円を増額し、2億6千93万8千円とするものです。これは前年度の繰越金です。

次に、22款諸収入、5項雑入、3目雑入は、補正前の額から192万円を減額し、9千70万7千円とするもので、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、小出義男杯八街落花生マラソン大会が延期となったため、財源であったスポーツ振興くじ助成金を減額するものです。

16ページに参りまして、23款市債、1項市債、5目土木債は、補正前の額から1千20万円を増額し、2億7千340万円とするもので、3節都市計画債は、市営住宅整備事業として、榎戸団地全棟や実住団地1棟の解体工事に伴う公共施設等適正管理推進事業債を活用するもので、充当率は90パーセントとなっております。

8目臨時財政対策債は、補正前の額から1億7千440万円を減額し、9億7千560万円とするもので、臨時財政対策債発行可能額の確定により減額するものです。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

どうもご苦労さまです。それでは、市税のところからお伺いいたします。

市税の減額につきましては、コロナ感染症の影響によって事業収入が減少した中小企業者に対して減免をした、その減であるという説明は分かったわけですが、それぞれ固定資産税の家屋、償却資産は何件くらいあったのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

それでは、内訳についてご説明させていただきます。

まず、固定資産税につきましては、2分の1軽減と全額軽減がございまして、2分の1軽減の申請件数は127件となっております。全額軽減につきましては161件、合わせまして288件です。

併せまして、都市計画税の方につきましてもご説明いたします。2分の1軽減が12件、全額軽減が19件となっております。

この2分の1の軽減と全額軽減の違いなんですけれども、令和2年2月から10月の間の連続する3か月の間の収入が、前年同期と比べまして、50パーセント以上減少している法人さんには全額軽減、30パーセントから49パーセントの間の減少につきましては2分の1軽減とさせていただきます。

以上です。

○丸山委員

市内業者の皆さんへの影響というのが大変大きいなというを感じているところなんです、この減額に対しては地方特例交付金で全額補填されているということですので、その辺は理解いたしました。

それから、地方交付税につきましても、今回の補正で2億円ちょっとが増えているわけなんですけれども、この増加した原因というのはどういうところなのか、再度説明いただきたいと思えます。

○和田財政課長

地方交付税の増となった要因につきましては、全体では需要額の増と、収入額については減ということで、基準財政需要額につきましては2億664万円の増となっております。これは、個別算定経費の地域振興費という部分で、人口急減補正というのが入りまして、これが約1億円の増、それから、高齢者保健福祉費が65歳以上の受益人口の数値急増補正というのがありまして、それで約9千800万円の増。それから、新設費目である地域デジタル化社会推進費、これが6千700万円の増というのが挙げられます。

この需用費の中で、逆に減となったものにつきましては、財源対策債償還費の1千400万円や、中学校費義務教育施設整備事業債、元利償還金の償還終了による5千500万円の減ですとか、そのほか、教育費で幼稚園等の小学校就学前の子どもの数、2千900万円の減などがそれぞれ相殺されて、全体では需用費は増というふうになっています。

また、基準財政収入額につきましては約925万円の減となっております、その要因につ

きましては、市町村民税所得割が個人課税所得の減、法人税割が法人課税所得の減、固定資産税、家屋が評価替えによる調定減というような形で、それから、市町村たばこ税は増というふうになっておりまして、それぞれの増減が相殺されまして、全体では収入額については減となっていると。

この増になった要因につきましては、人数によるところと、新たなデジタル費目というものの追加、それから、税の減収などによるところということで減少しているところがございます。

○丸山委員

新たな算定経費というのが創設されたということのようなんですけれども、今も説明されましたデジタル化に対して、6千700万円というのが算定されているということなんですけど、このデジタル化ということは、どういうことが基準となって、このような予算が確保されたんでしょうか。

○和田財政課長

このデジタル化推進費につきましては、現在のところ、直接どの事業費に充てているというところが、交付税一般財源ベースで一体化されておりますので、どの事業に充当しているかというところは、今現在すぐには申し上げられないんですけれども、今後進められてくるであろうDXという、例えば税関係のシステムにつきまして、国が基幹システムを構築して、それを整備していくというようなものに対して、市町村の今ある既存システムをどのように連携させていくかというような事業費に充てていかれるものというふうに考えております。

○丸山委員

では、これは、9月1日から発足したデジタル庁と関わってきているということで理解してよろしいんですか。

○和田財政課長

現在のところ、はい、そのような認識では考えています。

○丸山委員

はい。了解しました。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

14ページの県支出金で、地域自殺対策強化事業補助金、これは979万9千円という大きな額が減っているわけなんですけれども、八街市にとっては、こうした対策費が減になるのは大変きついのではないかなというふうに思いますが、この辺についてはどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○関教育次長

お答えいたします。

教育委員会における自殺対策につきましては、まず、家庭の支援が重要であると考えております。このことを踏まえまして、事業内容につきましては、自力で活動ができない児童生徒

の家庭訪問や、教育支援センター「ナチュラル」においての不登校、いじめ等の問題を抱える児童生徒や保護者を対象にカウンセリングや電話相談を行うための体制に必要な人員の確保について、補助金を活用してまいりました。これまで行ってきた体制の強化は、自殺防止の初期の対象として一定の効果があったものと考えております。

今年度においても、体制の強化のため、スクールカウンセラー1名、電話相談員1名、学校教育相談員5名、計7名の会計年度任用職員の人件費と、教育支援センター「ナチュラル」の管理運営費を補助金の交付対象として申請しておりましたが、対象にはなりませんでした。

不登校対策につきましては、教育委員会の重要な施策の1つでありますので、今後も現行の体制で引き続き取り組んでまいります。

なお、国、県からの教育問題全体に対する支援を得ることができるよう、教育委員会等の各団体を通じまして要望するとともに、国、県の今後の動向についても注視していきたいと考えております。

○丸山委員

八街市は大変残念なことがございましたよね。その後、そういった子どもたちに対する対応、対策、具体的に何か改善したことがあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○鈴木教育委員会参事

すみません。今回の事故を受けて、この事業における対策として、カウンセリングということで、非常に県からの支援も受けて、延べ80名の児童のカウンセリングを行うことができ、対応に当たることができたと思っております。

○丸山委員

分かりました。交通事故の方ではなくて、その前に尊い命が失われたということがございましたよね。そういうのに対して、どのような対策、対応が取られたのか。ごめんなさいね、言い方が悪くて。

○鈴木教育委員会参事

申し訳ございません。この対策につきましても、学校の中で緊急的に学校生活アンケートを取って、その後、市内におけるカウンセラーを学校に配置して、カウンセリングの方を必要な生徒に対して行うようにしました。

○丸山委員

私は、この地域自殺対策強化に関しましては、本当にこういう県の対応、こういう形で減とってしまうのは残念だなと思うんですけども、やはり全ての子どもが相談できる体制、そういう点では、親にも先生にも相談できない子がいるわけですから、そういう子どもに対してどう対策を取っていくのか。そこら辺のきめ細やかさも必要ではないかなと。

今、学校ではタブレットの教育が始まっているわけなんですけど、そういうタブレットを活用して、ここに連絡すれば相談に乗ってもらえるよとか、あるいは、ここに電話をすればきちんと相談に乗ってもらえるよといった、そういった対策も必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょう。

○鈴木教育委員会参事

お答えいたします。

今、タブレットが全児童生徒に1人1台ずつ端末が配付されまして、今、教育委員会の中では、日々の健康観察をタブレットで観察するようにする方向で検討しているところです。

その健康観察の中で、例えば1日2回健康観察を行う中で、例えば、今、学校の中では朝、担任が児童生徒の名前を呼んで健康状態を把握しているだけなんですけれども、今後、タブレットを導入することで、一人ひとりがその端末に、例えば晴れ、曇り、雨、雷とか、そういうような、朝は晴れだったんですけども、帰りは雨になっていると。それは心の気持ちを、例えばの話で、晴れとか曇り、雨というふうな表示を、今教育委員会の中で検討しまして、一人ひとりの様子を観察し、例えば晴れから雨に変わっていれば、学校の中で何かが起こったであろうとか、あとは、朝から雨の表示がされていけば、ひょっとしたら家の中で何かが起こったのだろうと、そういうふうな一人ひとりきめ細かな観察をした中で、その子に対する声かけとかをしていこうと。また、それを全学校の中で、職員が共有をする中での情報交換の場というふうに対策を検討しているところでございます。

○丸山委員

教育委員会も努力していくということのようなので、ぜひ二度と悲しい事故がないように取組を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○和田財政課長

先ほど歳入全款の説明をさせていただいたときに、ページでいいますと、14ページ、17款県支出金、1項県負担金の中で、3節老人福祉費負担金のところなんですけれども、私はこの補助率につきまして、県負担金の負担率は8分の1ですということと申し上げたんですけども、正確には4分の1でございましたので、訂正させていただきます。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで、質疑を終了します。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○日野原議会事務局長

歳出1款議会費についてご説明いたします。

補正予算書17ページをご覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、補正前の額に21万2千円の減額を行い、補正後の額を2億907万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費21万2千円の減で、その内訳は、給料、職員手当、共済費となっております。これは、議会事務局職員1名が令和3年4月1日付人事異動により、給与等に差額が生じたことにより減額補正を行おうとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、1項10目及び3項を除く歳出2款総務費について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順をお願いいたします。

○片岡総務部参事

補正予算書は同じく17ページになります。

2款総務費、1項総務管理費についてご説明いたします。1目一般管理費は、補正前の額から2千344万7千円を減額し、補正後の額を7億345万2千円とするものでございます。説明欄をご覧ください。

一般職人件費は、給料、職員手当、共済費について、4月1日付人事異動による減額補正とするものでございます。

以上です。

○和田財政課長

続きまして、4目財政管理費は、補正前の額から6千900万円を増額し、補正後の額を7千18万7千円にしようとするもので、24節積立金は、財政調整基金等基金費として、公共施設等整備基金積立金6千900万円です。これは、将来的に施設の改修や維持修繕に要する経費の財源に充てるため、積立てをするものでございます。

○渡邊企画政策課長

次に、18ページをご覧ください。

11目諸費につきましては、補正前の額から217万3千円を増額し、補正後の額を1億5千154万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

ふれあいバス運行事業費217万3千円の増でございますが、12節委託料、市内循環バス運行業務、いわゆるふれあいバス運行に係る業務委託につきましては、本年10月4日からダイヤの見直しを実施することに伴い、1日当たりの乗務員の拘束時間が増え、交代要員を1名増員するなど、その必要経費につきまして増額しようとするものでございます。

○土屋課税課長

引き続き、補正予算書の18ページをお願いいたします。

続きまして、2項徴税费、1目税務総務費につきましてご説明いたします。補正前の額から781万円を減額し、補正後の額を3億106万7千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

一般職人件費の内訳につきましては、主なものとしまして、2節給料、385万4千円の減

額で、これは4月1日付の人事異動によるものでございます。

○渡邊企画政策課長

続きまして、19ページをご覧ください。

5項統計調査費、1目統計調査総務費につきましては、補正前の額から231万8千円を減額し、補正後の額を1千436万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費231万8千円の減は、4月1日付人事異動等によるものでございます。

以上で、2款総務費の説明を終了いたします。ご審議のほどお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

○丸山委員

それでは、18ページの諸費、ふれあいバス運行事業委託料についてお伺いいたします。

ただいまご説明いただきました。また、せんだつての議案質疑の中でも、説明、質問等があったわけですが、経路延長による乗務員の増員ということなんですが、どのくらいの延長になるのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○渡邊企画政策課長

1日当たりでございますが、約499キロメートルの増を予定してございます。失礼いたしました。1日当たり、平均して3キロの増を予定してございます。

○丸山委員

これも議案質疑の中で伺っていたところなんですけれども、前回の見直しで空白地域となった地域、ここに対してバスを運行するとしたら、距離的にはどのくらいの距離になるのか。その辺はどうでしょうか。

○渡邊企画政策課長

申し訳ございません。把握はしてございません。

○丸山委員

せんだつての説明の中では、空白となった市民からは、前回ですね、バスがなくなってしまったのでは生活ができないと、切実な声が上がっていたはずですが。こうした声に対して、次回の見直しで検討したいと、こういう回答を寄せていたわけですね。

ところが、今回もこの空白地域は置き去りにしてしまうというようなことで、この中で、効率的に検討した結果、このような結果になったんだと。空白地域に対してね。その効率的ということは一体どういうことを指しているのか、お伺いしたいと思います。

○渡邊企画政策課長

空白地域ということで、恐らく私どもは、八街市内の南西部地域が、前回、八街市のふれあいバスで、中コースが運行しておったエリアがございまして。その部分で一部コースが外れた区域がございまして。そういったところではないかと考えておりますが、八街市内のふれあいバスでいいますと、西コースが恐らくそのエリアをカバーせざるを得ないというように考えてございまして、西コースにつきましては、ともかく、何とか、例えば新八街総合病院に運行

するという要望もございましたので、そういった路線延長もできないかということで検討はしてまいりました。しかしながら、これまでの便数、現在の便数を何とか確保する中で、これ以上の延長は非常に厳しいという結論に至りまして、西コースにつきましては延長を見送った次第でございます。

○丸山委員

厳しいといっても、そこには生活している方々がいて、前回のときには、本当にこれでは大変だと、切実な声を受けて、次回は検討しますよと約束をしていたわけですね。そういうのに対して、やっぱり効率的に考えて、無理でしたと。それではもう、その地域に住む皆さんは本当に落胆すると思いますし、それから、本当に生活していけない。切実な問題を抱えて、これからどうするんだろうと、大変私は心配をするところであります。

そうした今まで約束していたことを反故にしまして、新たに酒々井プレミアムアウトレットへの新たな乗り入れを今回は考えているわけですね。このアウトレットへの延伸はどのくらいの距離があるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○渡邊企画政策課長

先ほど申し上げた3キロの増が該当するものと考えております。

○丸山委員

このアウトレットに行きたいよといった市民の声はどのくらいあったんでしょうか。

○渡邊企画政策課長

あくまでも市民の皆様からの買物の利便性を求める声があったというところで、アウトレットの乗り入れも行った次第でございます。

○丸山委員

アウトレットが開設した頃、千葉交通が榎戸駅、八街駅、アウトレットまでのを運行したわけですね。その利用状況はどうだったんでしょうか。

○渡邊企画政策課長

現在、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと存じます。

○丸山委員

いずれにしても、千葉交通は採算が合わないからということで廃線にしているわけですね。そういった実証的なところをきちんとつかまえないまま、担当課の方は、この間の公共交通の協議会の説明の中では、高速バス、京成線、JR成田線など、乗り継ぎができる可能性があるという説明しているわけですね。単なる可能性の判断で、採算度外視の運行をやるべきではないというふうに思うわけですね。その辺についてはどうなのでしょう。千葉交通がもう既に採算が合わないんだよということでやめている路線を、改めてまた取り組むという、そんなにも市民の皆さんからの要望が強かったのかどうか。大変私は疑問に思うんですが、再度その辺についてお伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

これまでのふれあいバスの現在の北コースでございますが、それこそアウトレットのすぐそばまで乗り入れておりました。それを若干延ばすという形を取った次第でございます。

そうした中で、先ほど委員さんのお話があったように、大規模な商業施設へ乗り入れすることができるということと、あと、アウトレットにJR線あるいは京成線へ乗り入れする路線バスが運行されている。それから、東京方面への高速バスも乗り入れしていると、そういったこともございまして、乗り継ぎの利便線というものを考えた次第でございます。

○丸山委員

ですから、その乗り継ぎをどれだけの方が利用したいと思っているのか、そういったことが詳細に調査、研究されているわけではないんですね。可能性、あくまでも可能性であるということを行っているわけです。それはもう、二の次じゃないかなと。むしろ、今、本当に困っている市内の地域にどれだけバスを回すのか、そのことの方が最優先に検討されなければならないんじゃないかなというふうに思うわけですね。

八街市の公共交通を検討していくにあたって、これは計画の概要の中にSDGs、これを取り入れていきますよということを掲げているわけですね。この中の11番目。11番目には、弱い立場の人々、女性、子ども、障がい者、高齢者のニーズに特に配慮した安全、安価で安易に利用できる持続可能な輸送システムのアクセスの提供、こういうことを言っているわけですよ。

ここまで掲げていながら、空白地域は知らんぷりをしてしまう。で、可能性があるとしたか思えないアウトレットにはしっかりとアクセスをしていく。本当にこれでいいのかなと、大変私はそういう意味では疑問を感じるころであります。その辺についてはどんなふうにお考えでしょう。

○渡邊企画政策課長

アウトレット方面に乗り入れするふれあいバスにつきましては、八街市内の北部地域をカバーするふれあいバスということで運行させていただくこととなります。

先ほど申し上げました八街市内の南部方面をカバーするバスとしては、2系統、南コース、西コースがございしますが、非常に長大路線になっておりまして、なかなか延長というものが厳しかったというような次第でございます。

○丸山委員

そこをね、そこを考えていくのが市の仕事じゃないんですか。市民の暮らしをいかに守るのか、市民の暮らしの足をいかに守るのかというのが市の仕事であるというふうに思います。本当に市民の皆さんから、これからどうやって暮らしたらいいのかなと、そういう問合せが相次いでおります。

それから、新たな運行に対して、市民への説明会がなされないまま、これは進められようとしているわけなんですけれども、最近、この運行が、10月から変わるんだってという情報を初めて知ったという市民からも問合せがありました。これでは本当に大変だと、そういったせっぱ詰まった声も聞いております。

それで、例えば泉台、今までは泉台に入って、安全なところでバスに乗っていける、乗降できたということのようですが、今度は、新たなコースは泉台には入らないんだと。交通の激しい道路で乗降しなければならないというような、そういった、市民の皆さんから、泉台の

皆さんからも、本当にこれで利便性が向上できるのかと、そういった声も伺っております。

そういった点で、市民の皆さんときちんと議論をしてつくり上げた乗降場所ではなさそうなんですけど、そういった点では応急な対応策が取られるかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○渡邊企画政策課長

先ほどおっしゃられた泉台につきましては、特にバス停を廃止するとか、そういったものは想定してございません。ただ、回り方が変わったということはございますが、泉台の中を外したという経緯はございません。

○丸山委員

だから、コースが変わっちゃうわけでしょ。あるんだけど、コースが変わっちゃうから、使い勝手が悪くなっちゃうということですよ。だから、そういうことも市民にきちんと説明されていない。パブリックコメントをやりましたよといっても、なかなかこのパブリックコメントにたどり着けていない市民の方が多いわけですから、そういった点では、もっと地域と、こういうふうになりますよという説明会をもっとたくさんしていかなければならなかったんじゃないのというのは感じます。

そういった点では、公共交通協議会の中でどんな議論がされたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○渡邊企画政策課長

公共交通協議会の中では、このふれあいバスのダイヤの見直し案につきましては提案させていただいたところでございますが、特に、変更すべきだとかいう意見はございませんでした。

○丸山委員

そういう意味では、大変活発に論議することがきちんと保証されていたのかどうか、大変私は疑問を感じるころなんですね。

やはり今の市内の市民が、本当に困っているよという声を無視してしまう、そういう運行であってはならないということを私はきつく申し上げておきたいと思います。

以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

1点質問させていただきます。補正予算書の17ページ、2款総務費の1項総務管理費の4の財政管理費についてご質問させていただきます。

先ほどもご説明いただいたんですけれども、財政調整基金の積立基金等ということなんですけど、公共施設等の整備基金の積立でのこの6千900万円ということなんですけれども、総額はどのぐらいになるんでしょうか。

○和田財政課長

財政調整基金の公共施設等整備基金につきましては、平成30年に4千500万円ほど積んでございまして、その後、令和2年で6千900万円でございますので、総額1億1千40

0万円を積み立ててございます。

○石井委員

今回の原資、6千900万円の原資のもとというか、このもとはどういったところから捻出をされたものでしょうか。公共残金というふうになるんでしょうけれども、どのようなものでしょうか。教えてください。

○和田財政課長

こちらにつきましては、令和2年度の決算、歳入と歳出を差し引きました形式収支に対しまして、そこから繰越金を除いたものというものが財政調整基金に積むものと、このような公共施設等整備基金の方に積むというような形での、歳計剰余金の中で割り振りをしたものというふうになってございます。

○石井委員

僕の記憶がちょっと正しくないかもしれなくて、間違っていたら申し訳ないんですけど、この時期にこの基金の積立金って、ここに補正予算で上がってきましたですか、前回は、平成30年度も。要は、時期が違うんじゃないかと思っていますけど。

○和田財政課長

平成30年度につきましては、補正予算で対応させていただいたところでございます。

○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

公共施設の整備基金はとても大事なことだと思います。公共施設の維持管理とか、新しい公共施設を建てる原資となると思うんですけど、今後のこの基金の在り方とか市の考え方はどのように、金額も含めて考えていらっしゃるんでしょうか。

○和田財政課長

今のところ、将来的に施設の改修や維持管理に係る部分ということで、どの程度を見込めばいいかという目標額を定かにしているわけではないんですけども、積み立てられるときに少しずつでも積み立てまして、将来的に備えていきたいというところがございます。

公共施設につきましては、庁舎、そのほか教育施設的なものも多数ございますので、それぞれ老朽化している部分についての備えということで、少しずつ積み立てていきたいというふうに考えています。

○石井委員

じゃあ、最後にすみません。令和3年度9月という時点ですけど、年度末まで、また執行残が幾らか出ると思うんですけども、そういった部分に関しても、毎年というか、令和元年はなかったようなんですけれども、そういったところに適正に積み立てていきたいというような考えでしょうか。

○和田財政課長

今後につきましても、それぞれ年度末というのが一番大きい金額が出てくるときかもしれないんですけども、各12月補正ですとか3月補正等々の中でも、もし入札差金等の執行残

等が出れば、適正な配分を、また再配分を考えていかなければならないと思いますし、そうした中で、もし積み立てるような余剰があれば、また検討はしていかなければいけないというふうに考えています。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○宮澤防災課長

8款消防費についてご説明いたします。補正予算書の32ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目防災費につきましては、補正前の額から17万6千円を減額し、補正後の額を6千400万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費17万6千円は、職員の人事異動による給与、職員手当等の減でございます。

3目非常備消防費につきましては、補正前の額から98万1千円を減額し、補正後の額を8千22万1千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

操法大会運営費98万1千円は、6月に開催を予定していた千葉県消防協会印旛支部消防操法大会が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により開催中止となったため、所要の経費を減額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表地方債補正1追加、2変更について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

それでは、7ページをご覧ください。

今回の地方債補正につきましては、追加が1件、変更が1件でございます。

初めに、追加でございますが、歳入23款市債で説明いたしましたとおり、起債の目的は市営住宅整備事業1件について、限度額を1千20万円にしようとするものです。

起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は5.0パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借り入れている資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率とする。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により、据置

期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものです。

続きまして、2変更につきましては、臨時財政対策債といたしまして、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、限度額を1億7千440万円減額し、9億7千560万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じとなっています。

地方債補正の説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

議案第4号、令和3年度一般会計補正予算に対しまして、反対討論をするものであります。

ふれあいバス運行路線再編、ダイヤ改正に伴い、経路延長による乗務員の増員に対する増額217万3千円が計上されていますが、今回の見直しが市民の暮らしの足を確保することを大前提としているのか、利便性を一層向上させる内容になっているのか、大変疑問を持たざるを得ません。

この間の説明会で、前回の見直しで空白地域となった市民からの、バスがなくては生活できないという切実な声に、次回の見直しで検討したいと回答しているのにもかかわらず、改正案には空白地域をカバーする計画はなく、効率性のみを追求した運行計画となっています。またもや空白地域の市民を置き去りにすることになります。

一方で、酒々井プレミアムアウトレットへの新たな乗り入れが組み込まれました。アウトレットの開設時、千葉交通が榎戸駅、八街駅を経由してアウトレットまで運行したものの、採算が取れないと廃線となった経験があります。こうした経験が活かされていない、そうした今回の運行となっていることに厳しく指摘をしなければならないというふうに思っております。

2013年、交通安全対策基本法が施行されています。日常生活に必要不可欠な交通手段の確保を、国の施策に位置付けております。市の地域公共交通計画案に、この立場を明記し、地域の移動権を実質的に保障する施策を積極的に進めることが必要であります。

また、本市が進めるSDGs達成が、掛け声だけにならず、市民がいつでもどこでも自由に安全に移動することは、健康で文化的な最低限の生活を営む上で、欠くことはできません。孤立集落や住民を絶対につくらないこと。誰もが安心して運転免許証を返納できる計画を進めることを求め、反対するものであります。

○木村委員長

次に、賛成討論と許します。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。議案第4号中当委員会各付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

委員の皆様に申し上げます。この後、総務常任委員会協議会を開催しますので……。

○渡邊企画政策課長

申し訳ございません。先ほど丸山委員からの質問で、千葉交通が運行しました酒々井プレミアムアウトレットへのシャトルバスでございますが、平成25年に運行しております。平成25年4月から8月までの、運行日数は47日運行してございました。それで、総人員としては796人、1日当たり16.9名の方の乗車があったというような報告を受けております。

以上でございます。

○木村委員長

では、以上で、付託されました案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会いたします。

委員の皆様に申し上げます。この後、総務常任委員会協議会を開催しますので、第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時03分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- 発 言 の 訂 正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (〇〇〇) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。